

# マレーシアで会社を設立する際の法律面での よくある質問 (FAQ)

(2017年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

クアラルンプール事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）クアラルンプール事務所が現地法律事務所 **Soo & Co. Advocates & Solicitors** に作成委託し、2017年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび **Soo & Co. Advocates & Solicitors** は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび **Soo & Co. Advocates & Solicitors** が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・クアラルンプール事務所  
E-mail：MAK@jetro.go.jp

**JETRO**

## マレーシアで会社を設立する際の法律面でのよくある質問（FAQ）

### よくある質問

#### マレーシアでの事業構造の種類について

質問 1：なぜ事業体を登録または設立する必要がありますか。

回答 1：マレーシア会社登記所（CCM）に登録しない限り、外国企業はマレーシア国内で業務を行うことができません。業務には、株式移転または株式の登録上の事務所の設立または使用、使用人または代理人または法律上の人格代表者、受託者その他の立場を問わず、マレーシア国内にある不動産の管理、運営、処理することなどを含めます。

質問 2：マレーシアでの事業体はどんなものがありますか。

回答 2：下記の事業体が登録可能です。

- 個人事業
- パートナーシップ
- 有限責任事業組合
- 法人

質問 3：これら事業体はどのように違いますか。

回答 3：

組織体の種類	別の法的組織体	有限責任	設立の手続き	外国人の登録の有無
個人事業	なし	なし	最低限度の法的な申告	なし（永住権がない場合）
パートナーシップ	なし パートナーが連帯でパートナーシップの負債や義務に責任を有する。	なし パートナーはパートナーシップの負債や義務に制限なく責任を有する。	最低限度の法的な申告	なし（永住権がない場合）
有限責任事業組合	なし	あり	最低限度の法的な申告	あり
法人	あり	あり	厳格に要件を順守することが必要。	あり

質問 4 : マレーシアで設立できる法人の種類は何ですか。

回答 4 :

- 株式有限責任会社
- 保証有限責任会社
- 無限責任会社

質問 5 : 株式有限責任会社とは何ですか。

回答 5 : 保有する引受株式の未払込額がある場合、株主の責任はその金額に限定されます。

質問 6 : 保証有限責任会社とは何ですか。

回答 6 : 会社の清算時において、株主が責任を持って負担する金額に限定されます。

質問 7 : 無限責任会社とは何ですか。

回答 7 : 株主の責任に限定がありません。

## 会社の設立について

質問 8 : 会社の設立には誰を任命することができますか。

回答 8 : 公認の専門機関または公認秘書役に属している専門ユーザー、またはオンライン上の事業登録システム (MyCOID) の個人ユーザーとして登録されている人なら誰でもかまいません。

質問 9 : 設立手続きとはどのようなものですか。

回答 9 : 会社の名称使用許可と保有があり、次に CCM への会社設立申請書の提出となります。

質問 10 : 会社の名称はどのように留保できますか。

回答 10 : 申請した会社の名称が使用可能かどうかの確認書を CCM から取得してください。

質問 11：会社の名称はどのくらい留保できますか。

回答 11：30 日間です。

質問 12：私の出身地で登録した会社の名称をそのまま登録することはできますか。

回答 12：できますが、その会社の名称が使用可能かどうかによります。

質問 13：会社の名称は許可されたかどうかをどのように知ることができますか。

回答 13：会社の名称は次の場合でない限り、使用可能です。

- 望ましくない場合または容認できない場合
- 既存の会社または法人、事業体と同じ名称の場合
- 法律に基づき保有されている名称と同じ場合
- 担当大臣が登録を容認しないよう登記官に指示した名称

会社の名称を決定する場合、とりわけ綴りや適切な文法を使うことが義務付けられています。名称が日本語を含んでいる場合、当該の単語の意味を付与しなければなりません。名称は公衆に対して冒瀆的な名称または不快を感じさせる名称は認められません。

質問 14：申請した会社の名称の使用が却下された場合は、どのような選択がありますか。

回答 14：名称の使用の根拠と理由を明示して却下された決定に対して不服申し立てができます。

質問 15：二つの会社名を申請したいのですが、できますか。

回答 15：はい、できます。

質問 16：会社設立申請で、各株主は申立書を提出しなければなりません。この申立書の内容には何を記載しますか。

回答 16：申立書には次の事項を記載しなければなりません。

- 申請する会社の名称
- 申請する会社の株式が公開か未公開かのステータス
- 申請する会社の事業内容

- 登記上の事務所の候補とする住所
- 各株主の氏名、身分、国籍、通常の居住地の住所。株主が法人である場合、法人名、設立場所、登記番号、法人の登記上の事務所
- 取締役となる各自の氏名、身分、国籍、通常の居住地の住所
- 秘書の氏名、身分、国籍、通常の居住地の住所
- 株主有限責任会社の場合、株主が保有する予定の株式の種類および保有予定数などの詳細
- 保証有限責任会社の場合、会社清算時に株主が負担する金額
- 登記官が求めるその他の情報

質問 17：発起人または取締役は申立書を作成する必要があります。それは何ですか。

回答 17：

- 発起人としての任命または、場合によって、同時に取締役として任命するための同意書
- 会社法による資格に違反していない確認書

質問 18：設立時において資本金はいくら置かなければなりませんか。

回答 18：株主 1 人が引き受ける最低限の金額にあたる 1 株の保有が最低限認められます。

質問 19：会社設立にあたり株式引受人は何人必要ですか。

回答 19：1 人です。

質問 20：株主にマレーシア人またはブミプトラは必要ですか。

回答 20：特定の当局が求めない限り、一般的に必要ありません。

質問 21：会社が正式に登記されたかどうかはどのようにわかりますか。

回答 21：登記官が登記通知書を発行します。

質問 22：会社設立証明書は自動的に受け取れますか。

回答 22：会社設立証明書は会社が証明書を申請したときのみ発行されます。

質問 23：登記費はいくらですか。

回答 23：会社の名称の留保費が 30 マレーシアリングット（以下、リング）  
株式有限責任会社の設立における登録料は 1,000 リンギ  
会社設立証明書の発行費は 21.20 リンギ

質問 24：設立後の会社の法的資格は何ですか。

回答 24：会社は法人としての一切の機能を行行使うことができ、資産に関する訴訟やその取得、所有、保有、開発、処分、法人が可能である限りの活動を含む業務や活動を遂行したり、請け負ったり、また取引をする一切の法的資格を有す。

質問 25：外国企業の登記に必要な情報は何か。

回答 25：外国企業は登記目的で登記官に以下の情報を提供する必要があります。

- a) 各株主の氏名、身分、国籍、通常の居住地の住所。株主が法人である場合、法人名、設立場所、登記番号、法人の登記上の事務所
- b) 取締役として任命される各自の氏名、身分、国籍、通常の居住地の住所
- c) その出身地の各株主の株主リスト
- d) 資本金がある外国企業の場合、出身地の株式の種類と株の保有数の詳細
- e) 資本金がない有限株式会社の外国企業である場合、株主が出身地の外国企業の資産を引き受ける最大金額。これは会社解散の場合のためである。
- f) 任命書または委任状における代理人として外国企業が任命した、マレーシア国内に居住する者の氏名および住所
- g) 登記官が求めるその他の情報

## 会社の運営

質問 26：登録住所は必要ですか。

回答 26：はい、マレーシア国内で随時必要です。

質問 27：登録住所とは何ですか。

回答 27：登記上の事務所とは、会社への連絡や通知がなされる場所です。通常の営業時間に一般社会にオープンで利用できる事務所のことです。会社の帳簿や文書、記録文書、名簿などが保管されています。

質問 28：登記住所にて保管されている書類とは何ですか。

回答 28：

- 登記通知書
- もしあれば、会社規約
- 会社法に基づく各種証明書
- 会社法が義務付ける一切の名簿、帳簿、記録文書、文書
- 株主の一切の会合の議事録および決議書
- 取締役会および同会の各委員会の一切の会合の議事録および決議書
- 一切の株主または株式の同種類の全株主への一切の文書の写し
- 一切の財務諸表およびグループの財務諸表の写し
- 会社法第 245 条で義務付ける会社の経理記録
- 会社法第 357 条で義務付ける代金が発生、または代金を証明する一切の法律文書の写し
- 登記官が保管を求めるその他の文書

質問 29：会社規約とは何ですか。

回答 29：会社の目的を含めた文書です。規約の条項が会社の役目、権利、権限や特権を制限している場合、その役目、権利、権限や特権、2016 年会社法では是認され、規約に含まれる事項、会社が規約に盛り込みたいほかの事項も含まれます。

質問 30：会社規約は必要ですか。

回答 30：保証有限責任会社以外の会社は規約が義務付けられていません。

質問 31：株券を受け取れますか。

回答 31：会社に申請した場合または会社規約で定められている場合において株券を受け取れます。そうでない場合、会社は株券を発行する義務はありません。

質問 32：株の所有権をどのように証明しますか。

回答 32：株主として株主リストの記載は、株式の法的な所有権が与えられているという証明になります。社印や会社の公式の印章が捺された株券は、株式所有権の疎明にはなりません。



質問 33：取締役とは誰のことですか。

回答 33：取締役とは、呼称のいかんを問わず、法人の重役の地位を占めている人のことをいいます。これには、代理取締役や最高経営責任者、最高財務責任者、最高執行責任者といったものが含まれ、またはその他会社経営に主に責任を負っている人を指します。

質問 34：会社の取締役は何人必要ですか。

回答 34：株式未公開会社で 1 人、株式公開会社で 2 人が必要です。

質問 35：取締役はマレーシアに居住する必要はありますか。

回答 35：最低 1 人はマレーシア国内に主たる居住地を置き、通常住んでいなければなりません。

質問 36：取締役になれる最低年齢は何歳ですか。

回答 36：18 歳以上でなければなりません。

質問 37：取締役としての役職に就けない人は誰ですか。

回答 37：

- 免責未決済破産者
- 法人の申請または設立、運営に違反して有罪となった者
- 賄賂や虚偽、不正で有罪となった者
- 2016 年会社法の第 213 条（取締役の職務と責任）、第 217 条（名義貸しの取締役の責務）、第 218 条（資産や地位などの悪用）、第 228 条（取締役や主要株主、関係者との取引）、第 229 条（第 228 条の例外）に基づいた違反をして有罪となった者

質問 38：会社秘書役とは誰のことですか。

回 38：会社秘書役とは、マレーシア国内に主たる居住地を有して通常マレーシア国内に住んでいる年齢 18 歳以上のマレーシア国籍の者またはマレーシアに永住する者で、かつマレーシア公認秘書役協会、マレーシア会計士協会、マレーシア弁護士協会、マレーシア会社秘書役協会、マレーシア公認会計士協会、サバ法律協会、サラワク弁護士協会の会員または CCM が承認した者です。

質問 39：会社秘書役を指名しなければなりませんか。

回答 39：はい、会社秘書役を最低 1 人は指名しなければなりません。

質問 40：会社は監査役を指名する必要がありますか。

回答 40：はい、監査役の指名は義務付けられています。しかし、登記官は、小規模会社や休眠会社、免除対象会社といった株式未公開会社に対して監査役指名を免除する権限が与えられています。

質問 41：小規模会社とは何ですか。

回答 41：ある会計年度内で会社が株式非公開会社である場合、小規模会社とみなされます。また、現在の会計年度より直近の 2 会計年度において以下の要件のうち 2 項目を満たしている場合も小規模会社となります。

- i. 各会計年度において、会社の収益が 30 万リング以下である場合
- ii. 各会計年度末において、会社の全資産が 50 万リング以下である場合
- iii. 各会計年度末において、従業員が 5 人以下である場合

親会社が小規模会社で、子会社すべてが小規模会社でない限り、小規模会社は親会社には準用されません。子会社が小規模会社で、子会社が小規模会社である持ち株会社の一部でない場合、小規模会社も子会社に準用されません。

質問 42：休眠会社とは何ですか。

回答 42：休眠会社とは設立時以来または過去 3 会計年にわたって休眠している状態です。また、会計取引が発生しない場合も休眠会社となりますが、一旦会計取引が発生した場合は休眠会社としての状態は解除されます。

質問 43：免除株式未公開会社（Exempt private company）とは何ですか。

回答 43：実質的権利がどの会社にも直接的間接的に保有されておらず、かつ株主数が 20 人以下で法人株主がない株主未公開会社のことをいいます。

質問 44：会社およびその子会社が順守する公認の会計基準は何ですか。

回答 44：公認の会計基準とは、マレーシア会計基準委員会が発行した新しい会計基準、マレーシア会計基準委員会が採用した既存の会計基準、そして、マレーシアの証券取引所上場の外国企業に対しては、国際的に認定された会計基準であります。

質問 45：株主は会社の財務諸表をいつ受け取れますか。

回答 45：会社の年次株主総会前または株式未公開会社の場合は株主会合の間です。

質問 46：年次株主総会では何が行われますか。

回答 46：年次株主総会中には次の業務が行われます。

- a) 監査済みの財務諸表と取締役および監査役の報告書の配布
- b) 退職した取締役に代わる取締役の選出
- c) 取締役の任命と役員手当の調整
- d) 通知されたほかの決議または業務

質問 47：年次株主総会を省くことはできますか。

回答 47：株式公開会社は年次株主総会を開くことが義務付けられています。株式未公開会社は各年において省くことはできます。

## 会社の清算について

質問 48：会社をどのように清算することができますか。

回答 48：

- 裁判所の命令による解散（強制解散）
- 任意解散
- 登記抹消によるもの

質問 49：どういう理由で裁判所は会社の解散命令を下しますか。

回答 49：裁判所は下記の場合において解散命令を下します。

- a) 会社が裁判所により解散させられることになっているとの特別決議により、会社が決議した場合
- b) 会社法第 190 条第 3 項に基づく法定宣誓書を提出を怠っている場合
- c) 会社が設立から 1 年以内に事業を開始しない場合や、通年にわたり業務を停止している場合
- d) 会社に株主がない場合

- e) 会社が負債を支払うことができない場合
- f) 取締役が株主の利害ではなく、自身の利害のために会社運営を行っている場合、または株主に対して不公平で不当なほかの方法を行っている場合
- g) もしあれば、会社の規約で会社の存続期間が固定されて、それが過ぎた場合、または会社が解散される場合の事項が会社の規約で定められ、その事項が発生した場合
- h) 裁判所が会社の解散は正当で衡平であると判断した場合
- i) 2013年金融サービス法または2013年イスラム金融サービス法に基づく免許を保有しているが、その免許がはく奪または停止した場合
- j) 無免許で免許事業を会社が行っている場合、または2013年金融サービス法または2013年イスラム金融サービス法に違反して、会社がマレーシア国内で預金を受け取った場合
- k) 不法な目的または平和や繁栄、安全、公益、公序、安寧秩序、高い道徳性に対して損害または相容れない目的のために会社が利用されている場合
- l) 会社法第590条により担当大臣が宣言した場合

質問 50：強制解散の場合、取締役の権限はいつ停止されますか。

回答 50：清算人が任命されたときです。

質問 51：強制解散の場合、会社はいつ業務停止がなされますか。

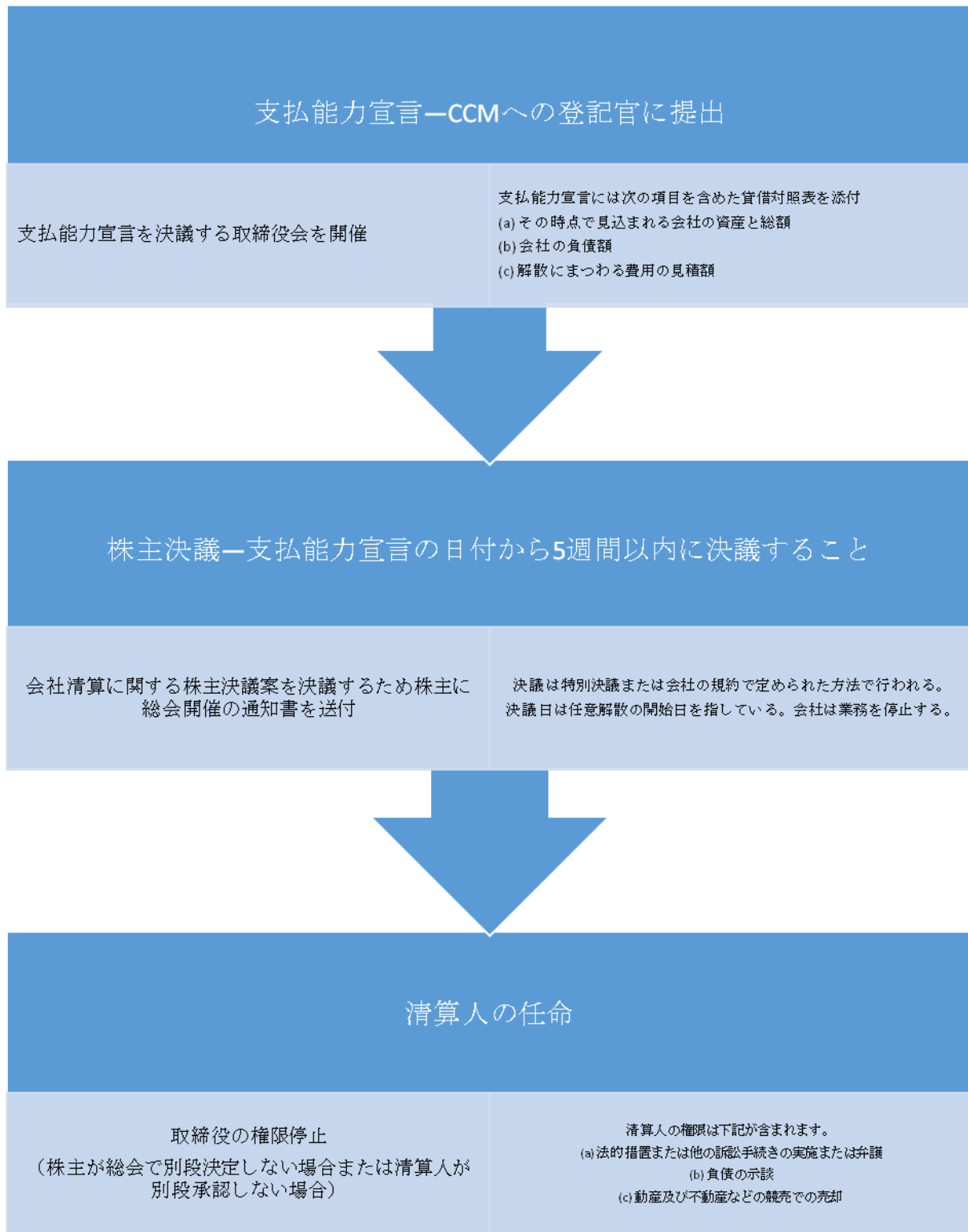
回答 51：解散命令が下された日です。

質問 52：誰が任意解散を申請できますか。

回答 52：株主または債権者です。

質問 53 : 株主による任意解散はどんな手続きですか。

回答 53 :



質問 54：株主による解散の場合、取締役の権限はいつ停止されますか。

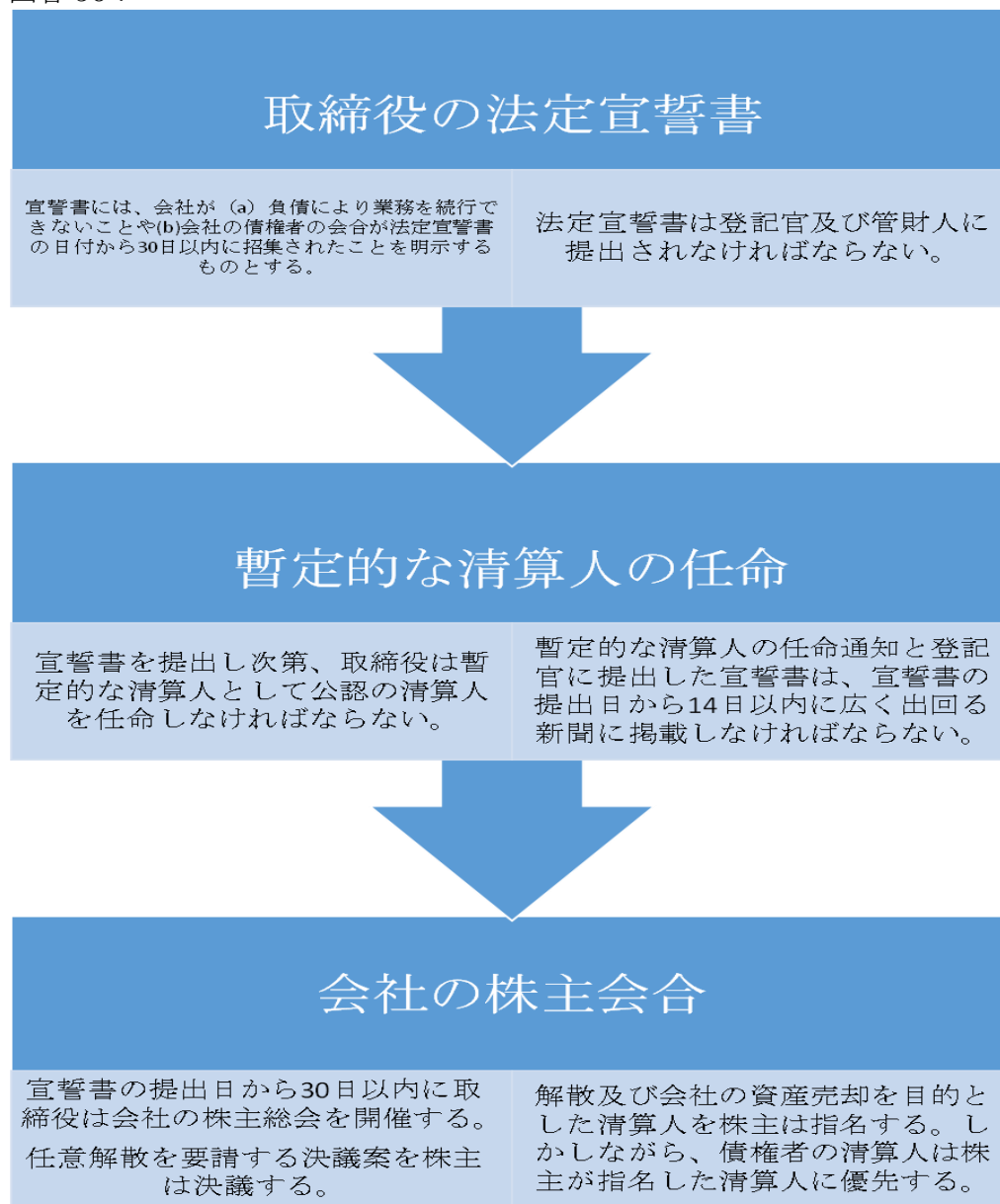
回答 54：清算人が任命されたときです。

質問 55：株主による解散の場合、会社の業務はいつ停止されますか。

回答 55：解散決議案が決議されたときです。

質問 56：債権者による任意解散はどんな手続きですか。

回答 56：



## 債権者会合

株主総会の同日または翌日に開催する。債権者会議の通知書が株主総会開催通知と同日に郵送で送付。

- 会社は以下の事項を実施しなければならない。
- (a) 債権者多数の都合の良い時間と場所で会合を開催する。
  - (b) 債権者に7日前に通知する。
  - (c) 通知書には債権者全員の氏名及び各請求額を明示する。
  - (d) 広く出回っている新聞に通知を掲載する。

## 清算人の任命

債権者は自身の清算人を任命するために選定することができる。

しかしながら、債権者の清算人は株主が任命した清算人に優先する。

## 監査委員会

債権者は監査委員会を任命する選択肢を有する。同委員会は債権者の利害を代表する。

本委員会の任命、規則、運営については2016年会社法第10号付録による。

質問 57：債権者による解散の場合、取締役の権限はいつ停止されますか。

回答 57：清算人の任命日のときです。

質問 58：債権者による解散の場合、会社の業務はいつ停止されますか。

回答 58：解散決議案が決議されたときです。

質問 59：登記官はいつ会社の登記抹消ができますか。

回答 59：次の場合において登記官は会社の登記抹消ができます。

- a) 会社が業務を行っていない、または営業していない場合
- b) 会社が会社法に違反した場合
- c) 不法な目的または平和や繁栄、安全、公益、公序、安寧秩序、高い道徳性に対して損害または相容れない目的のために会社が利用されている場合
- d) 会社を清算するため、清算人が活動していない場合
- e) 会社を清算するため、会社の残務については完全に整理されたが、6 カ月間にわたり清算人がすべき申告書などの提出を怠っていた場合
- f) 会社を清算するため、裁判所による清算命令に基づいて会社の残務が完全に整理されたが、会社清算するために裁判所の命令書を取得するための費用を払う資産がまったくない、または十分でない場合

質問 60：誰が会社を登記抹消をする申請ができますか。

回答 60：登記官は登記官自らの提議または会社の取締役あるいは株主、清算人による申請のいずれかで会社の登記抹消ができます。

質問 61：会社の取締役または株主は会社の登記抹消を申請できますか。

回答 61：以下の要件を満たしていれば、できます。

- i. 取締役は、会社が業務を実施または営業していないことに基づき、会社名を登記簿から抹消するための申請時において、株主からの決議書を取得した場合
- ii. 申請時において会社に資産や負債がない場合
- iii. 会社資産に対する抵当記録簿に未決済の抵当がない場合
- iv. 会社法による罰金の未払いがない場合
- v. 会社登録に関する情報が更新されている場合
- vi. マレーシア国内外で会社が訴訟手続きにかかわっていない場合
- vii. 会社が株主に対して株式資本を返還していない場合
- viii. 会社が持ち株会社でない場合



- ix. 第三者が取得する資金を返済すると保証および保証することに会社が合意した法人でない場合

質問 62：登記官が会社を登記抹消にする意思があるかどうかを知るにはどうすればいいですか。

回答 62：登記官は会社または清算人に対して会社の登記抹消をする旨を通知します。反対理由の表明には通知書の日付けから 30 日間あります。

質問 63：登記官が通知書に対して何らかの回答または異議を受理しなかった場合、会社は解散させられますか。

回答 63：登記官が官報で会社名を発表した場合、会社は解散させられます。

## その他

質問 64：子会社とは何ですか。

回答 64：次の場合のいずれかにおいて、法人がほかの法人の子会社だとみなされます。

- a) ほかの法人が
  - i. 当該の法人の取締役会の構成を支配している場合
  - ii. 当該の法人の議決権の半数以上を支配している場合
  - iii. 優先株を構成する株式資本の一部を除き、当該の法人の発行済株式の半数以上を保有している場合
- b) 当該の法人がほかの法人の子会社である場合

質問 65：最終的な持ち株会社とは何ですか。

回答 65：ほかの法人が当該の法人の子会社である場合、その法人は最終的な持ち株会社とみなされ、また当該の法人がほかのいかなる法人の子会社ともなっていない場合です。

質問 66：法人が関連会社といつみなされますか。

回答 66：当該の法人がほかの会社の持ち株会社である場合、ほかの法人の子会社である場合、ほかの法人の持ち株会社の子会社である場合のいずれかの場合において関連会社とみなされます。

質問 67：会社はどのように文書を署名しますか。

回答 67：会社法に沿った形で、会社規約での条件または制限に従い、社印の押印または署名をもって会社は文書を署名します。会社法では最低 2 人の権限のある者（いずれか 1 人は取締役とする）、または取締役が 1 人である場合、署名の認証証人の前で当該の取締役が会社を代表して文書を作成するよう求めています。

質問 68：会社にどのような税金が掛りますか。

回答 68：法人税と物品サービス税等です。詳細については税理士にご相談ください。

質問 69：マレーシア国内で業務をするために義務付けられているライセンスまたは許可は何ですか。

回答 69：地方自治体からは営業ライセンスと看板許可からなる複合ライセンス、国内取引・協同組合・消費者省からは卸売・小売取引許可、マレーシア投資開発庁からは製造ライセンス等となっています。

質問 70：1965 年会社法と 2016 年会社法の違いは何ですか。

回答 70：

	項目	1965 年会社法	2016 年会社法
1	会社の種類	・ 株式有限責任会社 ・ 保証有限責任会社 ・ 株式・保証有限責任会社 ・ 無限責任会社	・ 株式有限責任会社 ・ 保証有限責任会社 ・ 無限責任会社
2	株主の最低人数	2	1
3	規約	随意（以前は会社定款として知られる）	・ 保証有限責任会社は必須 ・ ほかの種類の場合は随意
4	設立証明書	CCM が発行	会社が申請した後に CCM が発行
5	株券	会社が発行	株主の要請で会社が発行
6	取締役の最低人数	2	・ 株式未公開会社は 1 人 ・ 株式公開会社は 2 人
7	年次株式総会	すべての会社に義務付け	株式公開会社のみ

質問 71：会社法でよくみられる違反は何ですか。

回答 71：

- 会社の名義および登記番号を提示しない。
- 会社の株主の変更を登記所に通知しない。
- 会社の取締役が保有する株式を申告しない。
- 株式の発行や移転に関する記録簿を保管していない。
- 株主への配当分配を利益から出していない。
- 取締役と関係する人物に融資を発行している。
- 役員手当に関する決議をしていない。
- 取引や財務状態に関する文書を保管していない。

質問 72：マレーシア国内で事業を営んでいるとみなされない行為は何ですか。

回答 72：

- 訴訟または行政訴訟、仲裁手続きの当事者となっているか、訴訟または訴訟手続きの解決または賠償または紛争の解決をもたらすこと。
- 取締役または株主の会合を開催または内部問題に関してほかの活動を行っていること。
- 銀行口座を維持すること。
- 第三者の請負業者を通じて販売すること。
- マレーシア国外で注文を受け付けた場合、拘束力のある契約となっている注文を得ること。
- 負債証明の作成または動産・不動産の費用を計上すること。
- 債務の保証や債務の回収、債務の担保に関する権利を行使すること。
- 31日以内に完了する単発の取引をすること。ただし、時折繰り返し発生する同様の取引の一部は業務となる。
- ファンドへの投資や不動産を保有すること。
- ディスプレイや展示会、実演のため、または3カ月以内あるいは関税局長が認める追加期間内に後続の逆輸入のための商品見本で、1967年関税法に基づいた暫定商品を輸入すること。